

瀬戸市議会告示第3号

瀬戸市議会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年瀬戸市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

瀬戸市議会議長 水野良一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
条例等の名称	該当条項	条例等の名称	該当条項
<省略>		<省略>	
<u>瀬戸市議会の個人情報保護の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）</u>	<u>第20条第1項、第33条第1項及び第40条第1項</u>	<u>瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）</u>	<u>第16条第1項、第29条第1項及び第36条第1項</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に行われた改正前の別表に規定する申請等に係る手続等については、なお従前の例による。